

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 5 号

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「ため 1 日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。